

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します

平成20年7月9日  
(契約責任者)西日本高速道路株式会社関西支社長 牧浦 信一

調達機関番号 419 所在地番号 27  
第 18 号

## 1. 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 新名神高速道路 川下川橋工事
- (3) 工事場所 自)兵庫県宝塚市玉瀬  
至)兵庫県神戸市北区道場町生野
- (4) 工事内容 本工事は、技術提案に基づき設計・施工を行う延長300mの橋梁上下部工  
工事である。
- (5) 工事概算数量 本線延長 300m  
橋梁等 川下川橋(上下部工) 約300m  
工事用道路 約780m
- (6) 工期 契約締結の翌日から1800日間
- (7) 本工事は、入札時に発注者が標準案を示さず、入札時に、入札説明書に示した最低限の要求要件において、工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案(以下「技術提案」という。)及び技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式及び技術提案に基づく詳細設計と施工を行う、設計・施工一括発注方式の試行工事である。  
なお、標準案は、入札後契約制限価格と併せて公表する。
- (8) 本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て、紙入札方式によることができる。
- (9) 本工事は、全ての入札者から単価表及び工事費内訳書の提出を求める工事である。
- (10) 紙入札方式の場合は、(9)の単価表及び工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体(FD又はCD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

## 2. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規程に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、平成19・20年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち、技術提案書に記載する工事目的物に該当する工種での工事競争参加資格を有することとする。

単体で申請する場合

「土木工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,350点以上である者(上記の再認

定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,350点以上であること。)

「PC橋上部工工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。)

「鋼橋上部工工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。)

#### 特定建設工事共同企業体を構成する場合

下記の条件を満たす2者又は3者で構成された共同企業体とする。

「土木工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。)

「PC橋上部工工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,050点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,050点以上であること。)

「鋼橋上部工工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,050点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,050点以上であること。)

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

競争参加資格の組合せは、応募形態及び技術提案書に記載する工事目的物に該当する工種に応じて、参加要件一覧 ~ を参照すること。

- (3)平成5年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した工事で、技術提案に応じて、以下の施工実績を有すること。技術提案が橋脚を有さない場合は、下記 を選択し、a)の施工実績を1件記載する。橋台等に基礎杭を有する場合は、b)の施工実績を記載する。技術提案が橋脚を有する場合は、下記 を選択し、c)及びd)の施工実績を1件記載する。橋脚、橋台等に基礎

杭を有する場合は、e)の施工実績を記載する。なお、同一工事において、すべての工種の施工実績を有する必要はない。

ただし、施工実績が西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡し完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

・技術提案が、橋脚を有さない形式の場合

a) 技術提案と同種形式で、最大支間長が180m以上ある道路橋上部工架設工事の施工実績。  
なお、鋼橋上部工の場合は、鋼橋の工場製作の施工実績を必要とする。

b) 橋台等に基礎杭を有する場合は、同種形式の基礎杭の道路橋での施工実績

・技術提案が橋脚を有する形式の場合

c) 技術提案と同種形式で、最大支間長が120m以上かつ連続桁数が2径間以上の道路橋上部工架設工事の施工実績。なお、鋼橋上部工の場合は、鋼橋の工場製作の施工実績を必要とする。

d) 橋脚高（フーチング下面から上部工桁下までの高さ）が50m以上ある道路橋でのコンクリート橋脚工事または、鋼製橋脚架設工事の施工実績。なお、鋼製橋脚架設工事の場合は、工場製作の施工実績を必要とする。

e) 橋脚または橋台に基礎杭を有する場合は、同種形式の基礎杭の道路橋での施工実績

(4) 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者、監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち必ず1名は、平成5年度以降に、技術提案に応じて、以下の工事経験を有すること。技術提案が橋脚を有さない場合は、下記を選択し、a)の施工実績を1件記載する。橋台等に基礎杭を有する場合は、b)の施工実績を記載する。技術提案が橋脚を有する場合は、下記を選択し、c)及びd)の施工実績を1件記載する。橋脚、橋台等に基礎杭を有する場合は、e)の施工実績を記載する。なお、同一工事において、すべての工種の施工実績を有する必要はない。

また、鋼橋上部工、鋼製橋脚を含む技術提案をする者は、工場製作の経験を有する技術者を配置すること。

・技術提案が、橋脚を有さない形式の場合

a) 技術提案と同種形式で、最大支間長が180m以上ある道路橋上部工架設工事の施工実績。  
なお、鋼橋上部工の場合は、鋼橋の工場製作の施工実績を必要とする。

b) 橋台等に基礎杭を有する場合は、同種形式の基礎杭の道路橋での施工実績

・技術提案が橋脚を有する形式の場合

c) 技術提案と同種形式で、最大支間長が120m以上かつ連続桁数が2径間以上の道路橋上部工架設工事の施工実績。なお、鋼橋上部工の場合は、鋼橋の工場製作の施工実績を必要とする。

d) 橋脚高（フーチング下面から上部工桁下までの高さ）が50m以上ある道路橋でのコンクリート橋脚工事または、鋼製橋脚架設工事の施工実績。なお、鋼製橋脚架設工事の場合は、工場製作の施工実績を必要とする。

e) 橋脚または橋台に基礎杭を有する場合は、同種形式の基礎杭の道路橋での施工実績

専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

監理技術者にあっては、申請書等の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(5) 設計の管理技術者及び照査技術者を当該工事に配置できること。

(ア) 管理技術者：

管理技術者は、下記のいずれかに該当するもので、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

技術士[総合監理技術部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格保有者。

技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格保有者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。

RCCM（鋼構造及びコンクリート）

(イ) 照査技術者：

技術士[総合監理技術部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格保有者。

技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格保有者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。

RCCM（鋼構造及びコンクリート）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域1」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

(7) 共同企業体を構成する場合には、次に掲げる事項を満たしていること。

イ) 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ) 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める共同企業体協定書（甲）、別紙9-2に定める共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること、又は入札説明書に添付された特定建設工事共同企業体協定書（乙型改）。ただし、各構成員が両工種の有資格者である場合は、当該協定書（案）は、（甲）（乙）どちらでもよい。

ニ) 共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が2社で構成される場合にあつては30%以上、3社で構成される場合にあつては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(8) 3の(1)に示す技術提案項目について技術提案が無い者または、最低限の要求要件を満たさない者は、競争参加資格がないものとする。

(9) 1.に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

### 3. 技術提案に関する事項

(1) 技術提案については、選択した構造形式に関して、技術提案書を作成して提出しなければならない

ない。作成にあたっては、入札説明書及び技術提案書作成要領によるものとする。

(2) 技術提案書の採否等

技術提案書は、技術提案書作成要領に基づく必要な技術提案が提出されていることを前提に審査する。

(3) その他

提案された技術提案書の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、入札に関する広報活動等必要な範囲において、発注者は無償でこれを使用できるものとする。また、選定に至らなかった入札参加者の技術提案書は返却しない。

技術提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているソフトウェア、プログラム、工事材料、機械器具、工法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

技術提案書の提出以後、発注者の要求以外の理由による技術提案書の変更、追加、削除等は一切認めないものとする。

4. 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点(技術提案の内容が発注者の設定する要求要件を満たしている場合に付与する点数。以下同じ。)に最大30点の加算点(入札参加者が示した、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案に応じて付与する点数。以下同じ。)を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書による。

- ・ 総合的コストに関する事項
  - 維持管理及び耐久性向上に関する事項
- ・ 工事目的物の性能・機能に関する事項
  - 橋梁計画に関する事項
  - 工事の安全・品質及び出来形管理に関する事項
  - 設計の品質に関する事項
- ・ 社会的要請に関する事項
  - 施工期間に関する事項

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標は、4.(1)の提案された内容について、各提案の優劣を相対的に評価する。

(3) 評価及び落札者の決定方法

入札参加者の技術提案による評価項目(評価指標)を評価し、

評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

の最も高い者を落札者となるべき者とする。

評価値は、小数点以下4桁(小数点以下5桁目を四捨五入)とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内で発注者の決める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

なお、落札者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

入札価格が契約制限価格の制限範囲内であること。

技術提案の内容が、発注者が設定している要求要件を下回らないこと。

評価値が、標準点を契約制限価格で除した数値を下回らないこと。

(4) 評価点の付与の方法

発注者が設定する要求要件を満たしていれば標準点の100点を付与するものとし、4.(2)で示した評価項目の加算点については、評価指標により各項目を、優/良上/良/良下/可を判定し、判定結果に応じて次のとおり配点を付与する。

・総合的コストに関する事項

維持管理及び耐久性向上に関する事項

加算点 優5点・良上3.8点・良2.5点・良下1.3点・可0点

・工事目的物の性能・機能に関する事項

橋梁計画に関する事項

加算点 優13点・良上9.8点・良6.5点・良下3.3点・可0点

工事の安全・品質及び出来形管理に関する事項

加算点 優5点・良上3.8点・良2.5点・良下1.3点・可0点

設計の品質に関する事項

加算点 優2点・良上1.5点・良1点・良下0.5点・可0点

・社会的要請に関する事項

施工期間に関する事項

加算点 優5点・良上3.8点・良2.5点・良下1.3点・可0点

(5)(3)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、契約違反としての措置を講ずる。

5. ヒアリング（技術対話）

提出された技術提案書に基づき下記のとおりヒアリング（技術対話）を実施する。なお、ヒアリングには、技術提案書の内容を説明できるものが参加すること。

開催日時：平成20年10月下旬を予定。詳細日時は技術提案書提出時に通知する日時とする。

場所：記6.(1)の会議室

6. 入札手続等

(1) 担当部署

〒563-0022 大阪府大阪市北区堂島1-6-20

西日本高速道路株式会社関西支社総務企画部 経理グループ 平野 浩治

電話06-6344-9241

(2) 入札説明書、図面、仕様書等（以下「申請書等」という。）の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成20年7月10日（木）から平成20年12月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

交付場所：上記6.(1)に同じ。

交付方法：実費負担で直接交付する。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

申請書等及び技術提案書の提出期間及び提出場所は下記のとおりとする。

イ) 申請書等

期間：平成20年7月10日（木）から平成20年10月8日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで

場所：上記6.(1)に同じ。

提出方法：持参すること。

ロ) 技術提案書

期間：申請書等と同じ

場所：上記6.(1)に同じ。

提出方法：持参すること。

技術提案書の確認：上記5.ヒアリング（技術対話）を行うため、受付時の確認は行わない。

改善技術提案書の提出

上記6.ヒアリング（技術対話）に基づきヒアリングを実施後に発注者及び入札参加双方が改善に関する同意をした場合には、改善技術提案書を提出するものとする。期限は入札説明書に記載する。

(4) 入札の日時、場所及び提出方法

入 札：開札日時：平成20年12月19日(金) 13時30分

場 所：上記6.(1)に同じ。

方 法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参または郵送(書留郵便に限る)すること。

(5) 開札の日時、場所及び提出方法

入 札：開札日時：平成20年12月22日(月) 13時30分

場 所：西日本高速道路株式会社関西支社 18F入札室

7. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

イ) 入札保証金 免除

ロ) 契約保証金 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 技術提案資料のヒアリングを実施する。

(5) 技術資料等及びV E 提案資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(6) 契約変更の取り扱い

落札者が行う詳細設計を発注者が審査のうえ承諾し、その詳細設計に基づき当該工事の施工範囲・内容を確認の上、設計図書を変更する。この場合、落札者の責に帰さない事由によるものを除き、請負金額及び工期の変更は行わないものとする。詳細は、工事請負契約書案、土木工事共通仕様書、特記仕様書による。

(7) 技術提案内容の変更

落札者は、契約後、工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することが可能となる技術提案の変更について、発注者に提案することができる。この場合、発注者は落札者の提案が適正であると認められるときは技術提案の内容の変更を指示し、必要があると認めるときは契約金額を変更する。詳細は、特記仕様書による。

(8) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の他は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

(9) 技術提案の採否

技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、技術提案を確認した結果、否となった場合は、競争参加資格を認めない。

(10) 手續における交渉の有無 無

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(13) 関連情報を入手するための照会窓口は、7.(1)に同じ。

(14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も2.(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結

果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

(16) 入札書の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

(17) 低入札価格工事の契約においては、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(18) 低入札価格工事の契約が、請負人の責めに帰すべき理由により解除される場合には、違約金として請負代金額の10分の3に相当する額を徴収する。

(19) 詳細は入札説明書による。

## 8 . Summary

( 1 ) Official in charge of the contract of the procuring entity :Nobukazu Makiura Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

( 2 ) Classification of the services to be procured : 41

( 3 ) Subject matter of the contract : Construction work of the New Meishin Expressway Kawashigawa Bridge construction.

( 4 ) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00P.M. 8 October 2008.

( 5 ) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 1:30P.M. 22 December 2008 ( If brought with you, 1:30P.M. 22 December 2008. If by mail, 1:30P.M. 22 December 2008. )

( 6 ) The language used for application and inquiry shall be Japanese .

( 7 ) Contact point for tender documentation : Kohji Hirano, Sub-leader of Accounting Group, General Affairs Dept, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited  
1-6-20,Dojima, Kita-ku, Osaka City, 530-0003 Tel.06-6344-9242